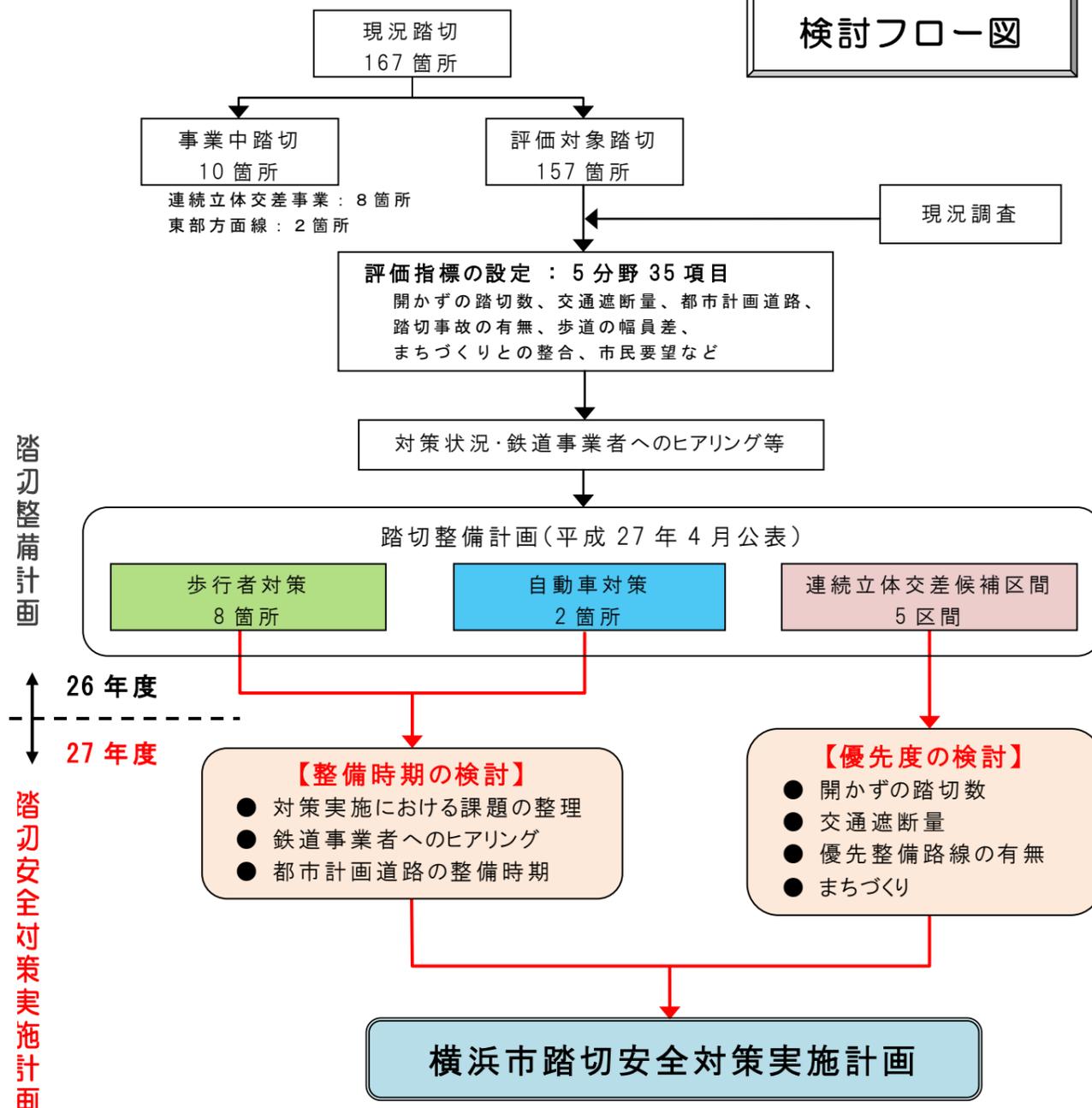


踏切安全対策実施計画の策定について

横浜市では、市内 167 箇所の踏切に対し、今後の踏切安全対策を計画的に進めるため、「踏切整備計画」を策定し、平成 27 年 4 月に公表しました。
このたび、「踏切整備計画」で抽出した、安全対策を進める踏切 10 箇所、連続立体交差候補 5 区間の対策内容についてとりまとめました。**歩行者対策については概ね 5 箇年を目標に、自動車対策については中長期的な視点で取り組むこととしました。また、連続立体交差候補については、相模鉄道本線「鶴ヶ峰駅周辺」を最も優先的に事業化の検討を進める区間としました。**

検討フロー図



横浜市踏切安全対策実施計画(概要)

①歩行者対策：基本的に 28 年度より事業着手し、調査・設計、工事等を進めていきます

対象区分	対策区分	踏切名	対策	完成目標 ※4
歩行者対策	速効対策	江ヶ崎踏切（鶴見区）	踏切の拡幅（歩道設置）	27 年度
		八丁畷第 1 踏切（鶴見区）※1		32 年度
		古市場踏切（鶴見区）※2	踏切の拡幅（歩道設置）	30 年度
		上星川 7 号踏切（保土ヶ谷区）※3	踏切の拡幅（歩道設置） またはカラー舗装	31 年度
		杉田第 2 踏切（磯子区）		29 年度
	能見台第 2 踏切（金沢区）※1	踏切の拡幅（歩道設置）	31 年度	
	抜本対策	生見尾踏切（鶴見区）	跨線人道橋の整備	31 年度
樹源寺踏切（保土ヶ谷区）		30 年度		

※1 八丁畷第 1 踏切と能見台第 2 踏切については、用地処理が必要となるため、時間を要します
 ※2 古市場踏切については、踏切拡幅後、隣接する跨線人道橋へのエレベーターの設置について検討します
 ※3 上星川 7 号踏切の着手時期は、神奈川東部方面線（相鉄・JR 直通線）の完成後になります
 ※4 完成目標年度は、財政状況等により変わる可能性があります

②自動車対策：都市計画道路の整備時期に合わせて事業化していきます

対象区分	対策区分	踏切名	対策	事業化目標 ※5
自動車対策	抜本対策	並木踏切（鶴見区）	道路の単独立体交差（浜町矢向線）	37 年度頃までに事業化
		川和踏切（緑区）	道路の単独立体交差（中山北山田線）	32 年度頃までに事業化

※5 事業化目標年度は、都市計画道路の整備状況等により変わる可能性があります

③総合的な対策：相鉄線「鶴ヶ峰駅周辺」で最も優先的に事業化の検討を進めます

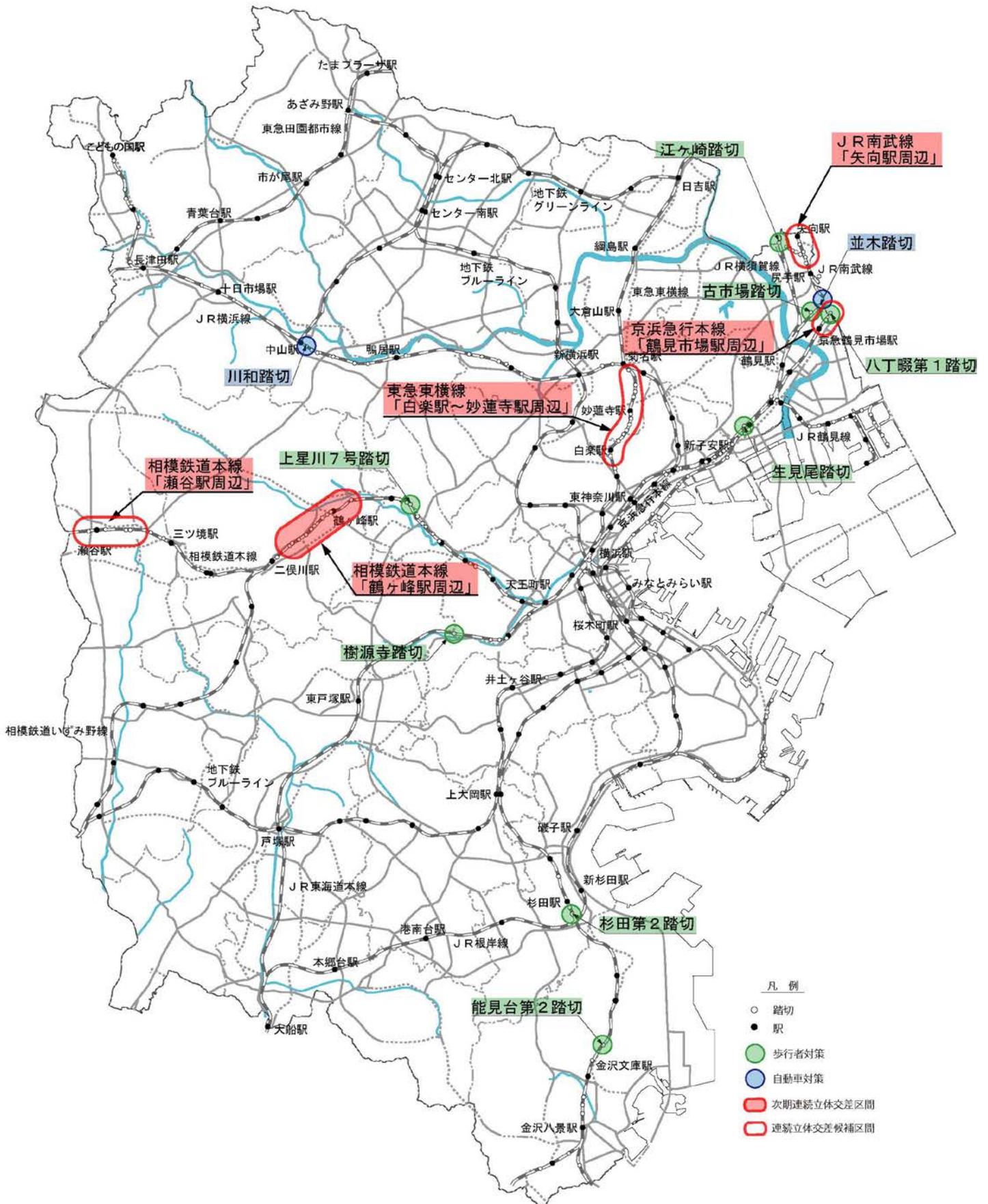
対象区分	対策区分	区間名	延長 (km)	※6 踏切数	交通遮断量 (台時/日)		優先整備路線の有無	まちづくり
					自動車	歩行者等		
総合的な対策 (連続立体交差候補区間)	抜本対策	京浜急行本線「鶴見市場駅周辺」(鶴見区)	0.8	2 (0)	63,636	60,732	○	
		JR 南武線「矢向駅周辺」(鶴見区)	1.0	4 (2)	82,253	205,172		
		東急東横線「白楽駅～妙蓮寺駅周辺」(神奈川区、港北区)	3.1	11 (2)	70,063	241,461		
		相模鉄道本線「鶴ヶ峰駅周辺」(旭区)	2.7	10 (5)	131,448	189,912	○	○
		相模鉄道本線「瀬谷駅周辺」(瀬谷区)	1.9	4 (0)	92,576	61,055		○

※6 上段は区間内の踏切の数であり、下段の () 内はそのうち「開かずの踏切」の数です

【「鶴ヶ峰駅周辺」連続立体交差事業の今後の進め方 (予定)】

年度	27	28	29	30	31	32	33	34	35 以降
鶴ヶ峰駅周辺 連続立体交差事業		調査、測量、設計	都市計画、環境影響評価等の手続き						事業化

踏切安全対策 箇所図



「踏切整備計画」の策定について

横浜市では、市内 167 箇所の踏切に対し、今後の踏切安全対策を計画的に進めるため、「踏切の遮断時間や交通量」、「都市計画道路やまちづくりとの整合」、「市民要望」等、様々な評価指標を基に、下記踏切 10 箇所・5 区間の「踏切整備計画」を策定しました。

「踏切整備計画」では、「歩行者の対策が必要な踏切」、「自動車の対策が必要な踏切」、「総合的な対策が必要な踏切（連続立体交差）」に分類し、安全対策が必要な箇所の抽出を行いました。

今後は、「踏切整備計画」で抽出した下記の踏切、区間の優先度や整備時期について、「踏切安全対策実施計画」（平成 27 年度）で検討し、順次、対策を実施していきます。

横浜市踏切整備計画

対象区分	対策区分 ※	踏切名	対策（案）
歩行者対策	速効対策	江ヶ崎踏切（鶴見区）	踏切の拡幅（歩道設置）やカラー舗装等
		八丁畷第 1 踏切（鶴見区）	
		古市場踏切（鶴見区）	隣接する跨線人道橋へのエレベーター設置等
		上星川 7 号踏切（保土ヶ谷区）	踏切の拡幅（歩道設置）やカラー舗装等
		杉田第 2 踏切（磯子区）	
	能見台第 2 踏切（金沢区）	踏切の拡幅（歩道設置）やカラー舗装等	
	抜本対策		生見尾踏切（鶴見区）
		樹源寺踏切（保土ヶ谷区）	
自動車対策	抜本対策	並木踏切（鶴見区）	道路の単独立体交差（浜町矢向線）
		川和踏切（緑区）	道路の単独立体交差（中山北山田線）
総合的な対策 （連続立体交差 候補区間）	抜本対策	京浜急行本線「鶴見市場駅周辺」（鶴見区）	
		JR南武線「矢向駅周辺」（鶴見区）	
		東急東横線「白楽駅～妙蓮寺駅周辺」（神奈川区、港北区）	
		相模鉄道本線「鶴ヶ峰駅周辺」（旭区）	
		相模鉄道本線「瀬谷駅周辺」（瀬谷区）	

※ 速効対策とは、緊急的に安全対策を講じるもので、踏切道の拡幅やカラー舗装、隣接する跨線人道橋へのエレベーターの設置等を行います。抜本対策とは、踏切道の代替施設を建設し、踏切道そのものを廃止するものです。

箇所図



お問合せ先

道路局計画調整部企画課 鉄道交差調整担当課長 上田 祐一郎 Tel 045-671-2757